

判決年月日	平成 2 1 年 1 1 月 2 6 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 1 年（行ケ） 10153 号		
○ 拒絶査定不服不成立審決につき，引用発明の認定に誤りがあるとして，審決が取り消された事例。			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

（事案の概要）原告は，発明の名称を「切削工具インサートおよびその作成方法」とする特許について国際特許出願をしたところ，日本国特許庁から拒絶査定を受けたので，これを不服として審判請求をしたが，請求不成立の審決を受けたことから，その取消しを求めた事案である。争点は，上記出願が，引用文献（米国特許第 2，9 4 4，3 2 3 号，発明の名称「複合工具」〔COMPOUND TOOL〕，特許日 1 9 6 0 年〔昭和 3 5 年〕7 月 1 2 日）との関係で進歩性を有するか（特許法 2 9 条 2 項），である。

（裁判所の判断）

「... 旋盤用切削工具を形成する方法に関し，引用文献には，切削体に溝，蟻継ぎ等を成す幾何学的特徴が形成される点，及び硬質金属をダイキャスト，プレス成形，成型，又は鑄造によって保持部材に密に固定する，との点は記載されている。しかし，硬質金属を鑄造等で保持部に固定するに先立って，保持部に溝，蟻継ぎ等をなす幾何学的特徴が形成されるとまで記載されているということはできないというべきである。そうすると，引用文献には，幾何学的特徴を有する保持部材を提供し，この提供された保持部材をその幾何学的特徴を介して切削体に接合するとの一連の工程が記載されているということはできない。」

「イ 一方，審決が認定した引用発明の内容は，上記第 3，1 (3)イのとおりであり，これを再掲すると，以下のとおりである。...」

「しかし，上記アによれば，引用文献（甲 4）には，保持部材（基台）について，切削体（硬い金属体ないし硬質金属）と接合する工程に先立ち，切削体の幾何学的特徴と結合可能な幾何学的特徴を有する保持部材（基台）を提供する工程が記載されているということはできない。そうすると，審決の引用発明の内容の認定には誤りがあり，この誤りが審決の結論に影響を及ぼすことは明らかである。」